

# 石川県被災住宅再建支援利子補給制度 Q & A

【令和5年6月30日時点】

番号	質問	回答
1	本制度の被災者とはどのような定義か。	令和5年奥能登地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、かつ被災者である証明を被災地の市町長から受けている者を指す。
2	対象融資の申し込み期間はいつまでか。	令和7年5月4日までに、金銭消費貸借契約を締結しているものが利子補給の対象融資となる。
3	利子補給の対象期間はいつまでか。	対象期間は、原則利子補給の対象となる資金の借入日から5年間（第1回目の償還日から60か月までの償還日）とする。ただし、対象期間中に全額繰上償還した場合は打ち切りとなる。
4	被災者と本制度の申請者（融資の借入者）が異なる場合、対象となるか。	対象となる。本制度の申請者は、被災者の親族も対象者となる。親族の範囲は、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族とする。ただし、この場合には親族関係を証明する書類（戸籍全部事項証明書等）を追加で提出することとなる。
5	承認申請に添付する金銭消費貸借契約書は法人名義でも、利子補給の対象となるのか。	対象とならない。契約者は被災者本人又は被災者の親族で個人名義のものに限る。
6	当該住宅が共有名義の場合、利子補給の対象となるのか。	共有名義のうち被災者又は被災者の親族が含まれば、利子補給の対象となる。承認申請の際は代表者を設定して申請する。
7	被災時は元々1つの世帯だったが、2か所に再建した場合、それぞれ対象となるのか。	罹災世帯で1回のみ対象とする。再建時に2つの世帯に分かれる場合は、どちらか1つの世帯のみが対象となるため、世帯間で話し合って承認申請をすること。
8	住宅と別棟の倉庫や納家を建設又は補修した場合、利子補給の対象となるか。	対象とならない。あくまで自ら居住する住宅の建設又は補修に対する利子補給に限る。
9	住宅用付属屋は利子補給の対象となるのか。	独立した住宅（台所・WC・浴室等を有するもの）として認識できる範疇で利子補給の対象となる。
10	店舗併用住宅は対象となるか。	住宅部分は対象となる（面積按分）。住宅部分と店舗部分の床面積のわかる書類を追加で提出することとなる。
11	住宅ローン返済中に地震で被害を受けたのだが、返済中のローンも利子補給の対象となるのか。	令和5年奥能登地震で被災した住宅が対象となるため、それ以前に建設された住宅については利子補給の対象とならない。
12	元々返済中の住宅ローンに加え、今回の地震で被災した住宅の再建に係る費用も上乗せした1本の住宅ローンとして借り換えを行った場合、利子補給の対象となるか。	新たに借り入れた被災した住宅の再建に係る費用のみが利子補給の対象となる。
13	つなぎ融資は利子補給の対象となるか。	対象とならない。複数回に分けて建設業者に支払いが必要な場合は、本融資（住宅ローン等）の分割実行（分割融資）での対応を想定している。
14	住宅金融支援機構の融資で「フラット35」は、利子補給の対象となるか。	対象とならない。住宅金融支援機構の融資は「災害復興住宅融資」のみである。
15	共済組合などの住宅ローンは、利子補給の対象となるのか。	会社などが行っている住宅ローンは福利厚生を目的としているため、利子補給の対象とならない。本制度はあくまで民間金融機関、住宅金融支援機構からの融資のみを対象としている。

# 石川県被災住宅再建支援利子補給制度 Q & A

【令和5年6月30日時点】

番号	質問	回答
16	本制度は住宅ローン以外の借入れについても対象となるのか。	対象となる。金融機関から、住宅ローン以外の融資（フリーローン等）を受けて、住宅の建設・購入、補修を行う場合を想定している。この場合、住宅の再建に係る費用のみが利子補給の対象となる。
17	マンションを購入した場合、利子補給の対象となるのか。	住宅の購入に該当するため対象となる。ただし、被災者が居住するものが対象となる。投資用・賃貸用等は対象とならない。
18	中古住宅（中古マンション含む）を購入した場合、利子補給の対象となるのか。	利子補給の対象となる。ただし、耐震性を有していることの確認書類の提出が必要となる。
19	土地を購入し住宅を建設するときに、土地取得資金と建設資金を別契約で借入れをした場合、どうなるのか。	両方について利子補給の対象となる。ただし、土地取得資金が被災者の住宅再建のために新たに購入した土地か確認する必要があるため、土地取得資金と建設資金に係る借入れを同時に承認申請することを原則とする。
20	罹災証明の発行を受けている世帯であれば、地震の被害を受けていない他の住宅を補修する際にも、利子補給の対象となるか。	利子補給の対象とならない。あくまで補修の対象となる住宅は、地震により被災した住宅のみ対象とする。
21	罹災証明上「準半壊・一部損壊」の判定を受け、住宅を建設又は購入した場合、利子補給の対象となるか。	対象とならない。準半壊及び一部損壊の判定を受けた住宅は、あくまで補修のみを対象として上限額1, 200万円に対しての利子補給を受けることができる。
22	電気工事などの設備の修理に係る費用は、利子補給の対象となるのか。	当該工事が被災住宅の補修と認められれば、利子補給の対象となる。
23	補修と建設をどのように区分するのか。	建築基準法に基づく確認済証（写し）、工事請負契約書（写し）、金銭消費貸借契約書（写し）にて確認する。それでも確認できないときは、写真や図面の添付を求める場合がある。
24	住宅の増築・一部改築等は、建設と補修のどちらに該当するか。	補修に該当する。住宅の建設は新築を対象としている。
25	住んでいたアパートが地震によって被害を受けた場合、その補修費用については利子補給の対象となるか。	アパートを補修する場合、被災者本人が居住する住居部分のみ対象となる。 例えばアパートの居住者が申請する場合、罹災証明があれば本人が居住する住戸部分にのみ適用できる。アパートの大家が申請する場合、大家が当該アパートに居住している場合に限り、居住する住居部分にのみ適用できる。
26	被災時に居住していた市町と、別の市町に住宅を建設する場合、利子補給の対象となるか。	県内であれば利子補給の対象となる。再建先が県外の場合は対象とならない。
27	本制度と被災者生活再建支援制度は併用できるのか。	被災者生活再建支援制度との併用はできるが、利子補給の対象となる借入額は、工事請負契約書の額から被災者生活支援制度の支援額を除いた額以下かつ、上限額の範囲内とする。
28	本制度と被災者生活再建支援制度以外の制度は併用できるのか。	併用できる。例えば、本制度と市町で行っている定住促進事業等の被災者生活再建支援制度以外の制度との併用は可能である。ただし、災害復興に関する利子補給制度との併用（二重取り）はできない。

石川県被災住宅再建支援利子補給制度 Q & A

【令和5年6月30日時点】

番号	質問	回答
29	本制度の利率は、どの時点の金利を採用するのか。	申請者が、当該住宅に係る金銭消費貸借契約を締結した月の融資金利を採用する。民間金融機関で、借入れの場合、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利（団体信用生命保険に加入する場合の「新機構団信」）と比較して利率の低い方を採用する。
30	住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）を利用した場合、利子補給の上限はどうか？	住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利（団体信用生命保険に加入する場合の「新機構団信」）の金利が利子補給の上限となる。
31	県内に支店の無い金融機関又はノンバンクから借入れを受ける場合、利子補給の対象となるのか。	対象となる。ただし、この場合は金融機関での窓口サービス、交付申請、補助金請求などの事務処理を委任できないことがあるので、その際には申請者本人が県（建築住宅課）と直接、手続きを行う（年1回程度）ことになる。
32	一部繰上償還した場合、打ち切りとなるのか。	一部繰上償還した場合は打ち切りとならない。取り扱いとしては、住宅復興資金に係る借入総額より一部繰上償還分を差し引いたものが利子補給の対象借入額となる。例えば、新築にあたり2,000万円を借り入れて、1,000万円一部繰上償還した場合は、利子補給の対象借入額は1,000万円となる。また、この場合（全部償還共）、申請者は繰上償還報告書を金融機関に提出する。（金融機関は記入事項を確認の上、県に提出する。）※県と直接手続きをしている方は県へ提出する。
33	被災者が死亡した場合、利子補給はどうか？	原則、利子補給は打ち切るものとする。ただし、り災証明上の構成員が一人でも当該住宅に居住している場合はこの限りではない。また、申請者は変更承認申請書を金融機関に提出する。（金融機関は記入事項を確認の上、県に提出する。）※県と直接手続きをしている方は県へ提出する。
34	借入金の償還に延滞があった場合、利子補給の取り扱いはどうか？	延滞分の支払いが、利子補給の対象期間内に行われれば利子補給する。ただし、延滞における遅延利息に対して利子補給しない。 金融機関は借入金の償還に延滞があった場合や、延滞分の支払いを行った場合は、交付申請書（実績報告書）を提出する際に、県に報告する。
35	申請内容に変更があった場合、どうすればよいか。	申請者は変更承認申請書を金融機関に提出する。（金融機関は記入事項を確認の上、県に提出する。） 具体的に変更承認申請が必要な事項としては、被災者（申請者）の住所及び氏名の変更、被災者（申請者）の死亡などである。※県と直接手続きをしている方は県へ提出する。
36	本制度の承認申請（利子補給の申込み）を行う際に、どのようなタイミングで申請を行えばよいか。	申請者は、金融機関で当該住宅に係る金銭消費貸借契約を結んだ後に、承認申請（利子補給の申込み）を行う。償還が始まってから申込みを行うと、支払った分の利子額を補給できない場合があるので、契約後はすみやかに申し込みを行う方が良い。

石川県被災住宅再建支援利子補給制度 Q & A

【令和5年6月30日時点】

番号	質問	回答
37	申請者が金融機関に提出する承認申請に、締め切りはあるのか。	第1回目の償還日が含まれる交付申請の締め切りまでに提出する。例えば第1回目の償還日が、交付申請の締め切り間近にある場合、申請者は承認申請を急ぎ、金融機関を通じ県に提出しなければならない。万が一、期限内に承認申請を提出できなかった場合は、その交付申請期間の償還分の利子について、補給できないこともあるので注意する。※県と直接手続きをする方は県へ提出する。
38	変動金利を採用した場合はどうなるのか。	申請者が、当該住宅に係る金銭消費貸借契約を締結した時点の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利（団体信用生命保険に加入する場合の「新機構団信」）と比較して利率の低い方を採用する。なお、償還中の金利変動により、締結時点での住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利を上回った場合は、締結時点の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利を上限とし補給する。